



川崎市

令和4年度 第1回
川崎市指定介護保険事業者等集団指導講習会

川崎市における指導事例について (施設系サービス)

健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課事業者指導係

目次

1. 文書指導事例

- (1) 健康管理について
- (2) 施設サービス計画の作成について

2. 口頭指導事例

- (1) 人員体制について
- (2) 設備について①②③
- (3) 施設運営について

3. 介護保険に関する質問について

参考資料



1. 文書指導事例

(1) 健康管理について 特定施設入居者生活介護

本人からの痛みの訴えがあり、医師の指示どおりの処置が行えていなかったが、医師に代替案を求める等の検討をせず、病状の悪化を招いた。

関連する条例等 看護職員の配置が求められている他のサービスにも同様の規定あり

○健康管理（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 第229条）

指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、**健康保持のための適切な措置**を講じなければならない

改善指示内容

医師の指示に沿えない場合にはその旨を相談する、又は、往診見送り等例外的な取扱いを行う場合にはその理由を必ず記録するなど、必要な措置を適切に講ずること

1. 文書指導事例

(2) 施設サービス計画の作成について 介護老人保健施設

本人の状態像変化に伴って介助方法を変更したが、御家族への説明やケアプラン変更の手続きを行っていなかった。

関連する条例等 全施設系サービスに同様の規定あり

○施設サービス計画の作成（川崎市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例 第17条）

計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、**必要に応じて施設サービス計画の変更を行う**ものとする。

改善指示内容

施設サービス計画に位置付けられたサービス内容の変更を行う場合は、施設サービス計画の変更の手続きを適切に行うとともに、施設サービス計画の御本人・御家族への説明と同意は、サービス内容への入所者の意向の反映の機会を保障するため、サービス提供前に行うこと

2. 口頭指導事例

(1) 人員体制について

- ・雇用関係が確認できない（派遣の場合、派遣契約書や直接の指揮命令下にあたることが確認できない）
- ・人員基準を満たしているかどうか毎月確認していない

ポイント

○勤務体制の確保

各施設サービスにおけるサービス提供は、その**施設の職員によって**提供されなければならない。派遣等を利用する場合は、業務の管理や指揮命令が確実に行えている必要がある。

○勤務実績の把握

人員基準は毎月満たす必要がある。シフト表は多くの場合が勤務予定表であり、実際の勤務状況（有休や振替等）の確認には不十分。シフト表に落とし込むか、別の方法で確認するか等の対応が必要。

2. 口頭指導事例

(1) 人員体制について（参考）

○各種加算の返還や、人員欠如による減算の可能性

「人員基準欠如に該当していないこと」が算定要件となっている加算（※）を算定していた場合、算定分の返還を求められるほか、介護職員・看護職員について必要数の配置がされていない月があった場合、介護報酬が原則として70%に減額される。

（※）サービス提供体制強化加算、入居継続支援加算や口腔・栄養スクリーニング加算（特定・GH）、栄養マネジメント強化加算や経口維持加算（特養・老健・療養型）など

○勤務形態一覧表の活用

施設や法人で所定の書式がない場合は、指定申請時等に作成いただく「勤務形態一覧表」を活用できます。

格納場所：[くらし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [事業者入口](#) > [指導・監査関係](#) > [平成31年度 指導・監査関係情報](#) > [介護保険実地指導事前提出資料](#)

2. 口頭指導事例

(2) 設備について①

- ・廊下に車いすや物を置かれ、通路が狭くなっている（指定の廊下幅を維持できていない）
- ・届出をしている部屋について、目的外の使い方をしている

ポイント

○廊下幅の確保

施設系サービスにおいては、緊急時の避難経路確保等を目的として、原則1.6～1.8m以上の廊下幅が求められている（※規定値は施設や廊下位置によって異なる）。

○レイアウトの届出

届出している用途以外の方法で使用するようになった場合は、市への届出が必要。

2. 口頭指導事例

(2) 設備について②

- ・手袋や薬、洗剤等を入居者の目の届くところに置いている
- ・紙おむつがむき出しで置いてある

ポイント

○事故発生の防止

誤飲の可能性があるものは、極力入居者の視界に入らない位置で管理することが望ましい。

○衛生管理

紙おむつ等の衛生用品について、埃が被っていたり汚れが付着した状態での使用は、感染症等に繋がる可能性がある。

2. 口頭指導事例

(2) 設備について③

- ・ 食席に歯ブラシ等が並べられている
- ・ 入浴待機中の入居者を裸で並べている
- ・ 介護記録等を入居者の手の届くところで管理している

ポイント

○入居者の生活の場であることに対する配慮/安全・尊厳の確保

業務の効率化を最優先するのではなく、入居者の気持ちや尊厳を考慮した環境を作ることが望ましい。
これらを考慮しない状態が続くと、**高齢者虐待に繋がる可能性**もある。

○個人情報の管理

介護記録や支援経過記録等には多くの個人情報が含まれるほか、排せつの記録等入居者の尊厳に繋がる情報も含むため、職員だけが見られるような形で管理することが望ましい。

2. 口頭指導事例

(3) 施設運営について

- ・ 入職時（派遣開始時）のOJT体制が整っていない
- ・ 研修・訓練を一部の職員しか受けていない/研修・訓練を受けた職員数を把握していない

ポイント

○勤務体制の確保

特定の職員による高齢者虐待や基準違反が確認された場合、「（違反だと）知らなかった」と聴取することがある。基準条例「管理者の責務」に抵触する可能性もあるため、適切な教育体制を整えておく必要がある。

○適切な研修/訓練の実施

研修・訓練は、**すべての職員が受講しなければならない**。そのため、管理者は受講率を把握し、受講できなかった職員には後日視聴してもらい/資料を配布する等の対応をする必要がある。

3. 介護保険に関する質問について

川崎市ホームページ **Q&A・問い合わせ** **検索**

(<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0-0-0.html>)

参考資料

川崎市ホームページ 川崎市基準条例 (R03.04.01施行)

(<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000096593.html>)

以上で終了です。ご清聴ありがとうございました。